

**医師確保に関する会議体における協議について**  
(令和3年3月～7月開催結果)

医師の確保に関して地域医療対策部会において協議を行う事項のうち、以下の事項については、ワーキンググループとして協議を行った。

区 分	臨床研修・専門研修等 に関する協議会	県養成医師派遣調整会議
協議事項	<p>県内の臨床研修の充実を図るため、次の事項について協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項</li> </ul>	<p>自治医科大学、兵庫医科大学、神戸大学、鳥取大学及び岡山大学で養成した医師（県養成医師）の円滑な研修・派遣等の実施を図るため、次の事項について協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県養成医師の派遣計画に関する事</li> </ul>
構 成	7名 〔 大 学 2 名    医師会    2 名 〕 〔 病院団体 2 名    県            1 名 〕	19名 〔 大学    6 名    へき地拠点病院    9 名 〕 〔 県        3 名    そ の 他            1 名 〕
開 催 実 績	開 催 日	令和3年3月30日（火）～ 4月7日（水） (構成員に個別説明又は書面送付)
	主  な 協 議 事 項	R4臨床研修医募集定員の配分
	結  果	<p>国から示された募集定員の合計（419名）について、以下の基本方針・配慮事項による配分案を示し、了承を得た。 (基本方針) 医師確保対策重点推進圏域に配慮して定員設定を行ったR3年度定員を基本としつつ、各病院の希望にも配慮 (配慮事項) (ア) 充足率、応募状況等の反映 (イ) 臨床研修修了者の県内（及び重点推進圏域）への定着状況 (ウ) 専門研修における重点推進圏域への派遣状況 (エ) 病院統合を踏まえた加算 【別紙1参照】</p>

## 【参考】

### 医療法の一部改正（H30. 7. 25施行）に伴う地域医療対策協議会の機能強化について】

※ 『医療法及び医師法の一部を改正する法律』の一部の施行について  
（平成30年 7 月25日付け厚生労働省医政局長通知）

医療法に規定する「地域医療対策協議会」

⇒ 本県においては「兵庫県医療審議会地域医療対策部会」が該当

1 県は、地域医療対策協議会において、医師の確保に関する事項の実施に必要な次の事項について協議を行い、協議が整った事項について公表することとされた。

(1) キャリア形成プログラムに関する事項

(2) 医師の派遣に関する事項

(3) 医師少数区域等に派遣された医師の能力の開発・向上に関する継続的な援助に関する事項

(4) 医師少数区域等に派遣された医師の負担軽減措置に関する事項

(5) 医師法の規定によりその権限に属せられた事項

ア 日本専門医機構に対する専門研修に関する意見陳述

イ 臨床研修病院の指定、臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項

2 上記1に伴い、現在、都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体は、平成30年度中に、地域医療対策協議会に一本化することとされた。

※ 例外として、既存の他の協議会の機能を、ワーキンググループとして存続させる特別の必要がある場合には、そのような取扱いを認めることとされた。